

(公 印 省 略)
疾 第 2 1 8 6 号
平 成 2 9 年 1 月 2 3 日

各指定医療機関の長 様

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課長

特定医療費（指定難病）の「経過措置期間」の終了について

平素は、本県の難病行政の推進に格別のご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、平成 27 年 1 月より、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、新たな難病医療費助成制度が開始された際、旧制度の特定疾患治療研究事業の医療費助成を受けていた方については、「経過措置適用者」として、医療費の自己負担額の軽減等の措置がなされているところですが、平成 29 年 12 月 31 日を以て、経過措置期間が終了することに伴い、下記のとおり取扱いが変更されます。

つきましては、指定医療機関の皆様におかれましては、特定医療費自己負担限度額管理票への記載等、本制度について引き続き、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 経過措置期間終了後（平成 30 年 1 月 1 日以降）の主な変更点

項 目	経過措置期間終了後（※）の取扱い ※更新申請においては、平成 29 年に行う更新（平成 30 年 1 月からの受給者証分）より適用	現在の取扱い ※更新申請においては、平成 28 年に行った更新（平成 29 年 12 月 31 日までの受給者証）まで
更新時における 医学的審査の 実施	臨床調査個人票をもとに、「重症度分類」の基準を満たすか否かの審査を行う。 （重症度分類の基準を満たす、又は「軽症者特例」の該当になる場合のみ医療費助成が認められる）	新制度移行時に、特定疾患治療研究事業の認定基準で指定されたので、病状の程度が軽度であっても、経過措置期間は医療費助成が認められる。
自己負担上限額	裏面「原則適用者」用の金額が適用	裏面「経過措置適用者」用の金額が適用
入院時の食費	全額自己負担	1/2 自己負担
重症認定	「重症患者認定」の減額措置は廃止、「高額かつ長期」制度が適用	「重症患者認定」により、該当者は自己負担上限額を軽減

(自己負担上限額)

経過措置期間が終了する平成30年1月1日以降は、「原則適用者」用の負担額が適用されます。

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：2割（保険制度で1割負担の者は1割）					
			自己負担限度額（月額）（外来+入院+薬代+訪問看護費）					
			原則適用者			経過措置適用者（平成29年12月31日まで）		
		一般	高額かつ 長期	人工呼吸器 等装着者	一般	重症認定患 者	人工呼吸器 等装着者	
生活保護	—		0	0	0	0	0	0
低所得Ⅰ	市町民税 非課税 (世帯)	本人年収 80万以下	2,500	2,500	1,000	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80万超	5,000	5,000		5,000	2,500	
一般所得Ⅰ	市町民税課税以上 7.1万円未満		10,000	5,000		5,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町民税 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000		10,000		
上位所得	市町民税 25.1万円以上		30,000	20,000		20,000		
入院時の食費			全額自己負担			1/2 自己負担		

2 自己負担限度額管理票の記載について

平成29年に行われる、経過措置期間終了時の更新申請時に「軽症者特例」及び「高額かつ長期」を申請する際には、「特定医療費自己負担限度額管理票」の写しを根拠書類の一つとして、使用することになります。

つきましては、月額自己負担限度額を超えた以降も、「特定医療費自己負担限度額管理票」に、「診療報酬点数」の記載と、確認印としての意味で「自己負担額徴収印」欄に指定医療機関の印を押印いただきますようお願いいたします。なお、「自己負担額」、「月間自己負担額累積額」は空欄又は斜線で結構です。

(1) 支給認定における「軽症者特例」とは

更新申請の際、病状の程度（重症度分類）が、国の定めた基準を満たさない場合であっても、指定難病に係る医療費総額（10割）が、1月に33,330円を超える月が、申請する月から起算して過去1年（12ヶ月）以内に3ヶ月以上ある場合に、医療費助成が認められる制度。

(2) 「高額かつ長期」の減額措置とは

自己負担の階層区分が「一般所得」以上の受給者が、指定難病に係る医療費総額（10割）が5万円を超える月が、申請する月から起算して過去1年（12ヶ月）以内に6ヶ月以上ある場合に、自己負担限度額（月額）の減額ができる制度。

3 その他

現在、経過措置適用者に使用されている、特定医療費の公費負担者番号（下4桁から下2桁が「501」：兵庫県の場合「54285010」）は、経過措置適用期間のみ使用される番号であり、経過措置適用終了となる平成30年1月以降は、当番号は廃止される予定です。

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課 がん・難病対策班
電話 078-341-7711（内線3232）